

2006年4月25日

各 位

会 社 名 K D D I 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 小 野 寺 正
(コード番号：9433 東証1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 ・ 人 事 本 部 長 大 島 進
(TEL. 03-6678-0719)

取締役の報酬額改定及びストックオプション（新株予約権）の内容決定に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役に対する報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の議案を、平成18年6月15日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社は、職務遂行並びに業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で取締役に対して新株予約権を無償で発行してまいりました。

会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては特別決議によるご承認となっておりましたが、会社法施行後は、ストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役の報酬等に該当すると位置づけられたことに伴い、取締役の報酬等を変更するものであります。

2. 議案の内容

当社の取締役報酬額は平成13年6月26日開催の第17期定時株主総会において月額4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役報酬額とは別枠で、ストックオプションとして当社取締役に発行する新株予約権に関する報酬額として年額4,000万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は11名ですが、第3号議案（取締役11名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち本議案の新株予約権付与対象者は7名）となる予定であります。

なお、今後につきましては、新株予約権の公正価額を払込金額とし、当該払込金額を取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺することを条件として、当社取締役会の決議によりストックオプションとしての新株予約権を発行する方法へ変更いたします。

ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものといたします。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

(2) 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株。ただし (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (2) に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の発行日を末日とした過去 1 ヶ月間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1,000 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に 1.05 を乗じた金額とし、1,000 円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1,000 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1,000 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の属する年の2年後の10月1日から2年間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上